

農業法人で技術やノウハウを 習得することを支援します

農業技術や加工・販売ノウハウなどを農業法人に就業（就農）する形で習得しませんか。農業法人に雇用されることで、給与を得ながら技術を身につけることができます。

本事業の対象となる方

①被災された農業者の方

- 〔市町村等が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた方〕
- 〔農業法人と3ヶ月以上の雇用契約を締結〕

②就農を希望する被災者の方

- 〔農業法人と期間の定めのない雇用契約を締結〕

就業・研修先の法人

被災農業者を雇用し、実践的研修（OJT研修）を実施する、全国各地の農業法人等
(就業・研修先の選択やマッチング等もサポートします。)

研修中の待遇

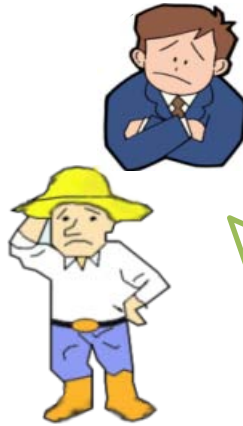
研修中の給与等の待遇は、研修先法人と結ぶ雇用契約により規定されます。

- 〔農業法人等に対しては、研修経費等の一部が助成されます。〕
 - ・研修経費 月額9万7千円（上限）
 - ・対象期間 12ヶ月分※
- ※ 平成25年度まで延長可能とする予定です。

研修のイメージ

農業者のAさん

- 被災前は稲作中心の家族経営
- 被災した農地は25年度中に復旧予定
- 今後も農業を続け、さまざまなことに挑戦したい



就農希望者のBさん

- 被災前は営業マン
- 以前から興味を持っていた農業に就業を決意
- 営業マンの経験を活かしたい

研修内容(例)

- 栽培技術の習得
- 農産物加工技術の習得
- 新商品の企画・設計
- マーケティング

など

3ヶ月以上の雇用

期間の定めのない雇用
(正社員)

被災地に戻り営農再開

- 復旧した農地の一部において、新たに野菜生産を開始
- 研修先の農業法人を通じて、生産物を販売
- 経営規模を拡大し、法人化や加工等への取組を検討

法人の社員として農業従事

- 正社員として農業に従事
- 農業施設や機械などの初期投資なしで就農可能
- 計画的に研修を受けることで、早期に技術を習得

〈問い合わせ先〉

農林水産省 TEL：03-3502-8111 (代表)

経営局就農・女性課 就農促進グループ (内線 5195)

経営局経営政策課 農業法人グループ (内線 5134)

被災者向け農の雇用事業のご案内です

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者を農業法人等が雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。

支援が受けられる農業法人等

- ① 市町村が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者を、農地等が復旧するまでの間、一時的(3ヶ月以上)に雇用する農業法人
- ② 被災者を、正規の従業員(期間の定めのない雇用契約)として雇用する農業法人

支援の内容

平成23～25年度に実施する実践的な研修について、

- ・研修経費 月額9万7千円(上限)
- ・対象期間 12ヶ月分(※)

により農業法人等を継続的に支援します。

※ 平成25年度まで延長可能とする予定です。

研修のイメージ

農業者のAさん

- 被災前は稲作中心の家族経営
- 被災した農地は25年度中に復旧予定
- 今後も農業を続け、さまざまなことに挑戦したい



就農希望者のBさん

- 被災前は営業マン
- 以前から興味を持っていた農業に就業を決意
- 営業マンの経験を活かしたい

研修内容(例)

- 栽培技術の習得
- 農産物加工技術の習得
- 新商品の企画・設計
- マーケティング

など

3ヶ月以上の雇用

期間の定めのない雇用
(正社員)

被災地に戻り営農再開

法人の社員として農業従事

法人にとってのメリット

**農業者間の
ネットワークの構築**

(技術連携、情報交換、
労働力調整、リレー出荷など)



安定的な労働力の確保

後継者の育成

〈問い合わせ先〉

農林水産省 TEL: 03-3502-8111 (代表)

経営局就農・女性課 就農促進グループ (内線 5195)

経営局経営政策課 農業法人グループ (内線 5134)